

参考様式第30及び参考様式第32の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

平成31年2月時点

事業番号	★ D 23 - 23 - 31
要綱上の事業名称	(38) 復興イベント開催事業
細要素事業名	震災伝承イベント開催事業
全体事業費	2,053千円
<p>【事業概要】 本事業は、大船渡市における東日本大震災の復興の歩みを後世または市内外の方々に広く伝承することにより、市民の防災意識を高め、また、震災後に大船渡市を離れた人々を呼び戻す取り組みの一環とすることを目的に、震災に関する講演、東日本大震災を経験した方々の体験談の朗読などを実施するものである。</p> <p>【事業内容】 (1) 基調講演 災害という脅威を物理的に完全に防ぎ止めることはできないことから、人間・社会が賢く備え対応するためにも、地域につながりが不可欠であることなど、防災意識について考えてもらう機会とする。 (2) かたりつぎ 東日本大震災を経験した方々の体験談を朗読し、あの日を体験した記憶を共有し、共感していくことで、あの時からを振り返り、人と地域とのつながりの大切さを語りかけるものである。</p> <p>このイベントを開催することで被災時に地域で助け合った共助の経験等を共有することにより、共助の大切さを再認識し、また共助の考えの基礎を成す地域コミュニティ構築の重要性を認識することにより、安全・安心な暮らしの基礎となる地域コミュニティ構築への一助とし、ともに困難を乗り越え、復興への共感を呼び起こすものである。</p> <p>【基幹事業との関連性】 本事業は、東日本大震災の復興の歩みを防災集団移転促進事業区域を含めた地域住民及び市内外の方々に広く伝承することにより、市民の防災意識を高め、また、震災後に離れた人々を呼び戻す取り組み等の達成について検証し、安全・安心な暮らしの基礎となる地域コミュニティ構築への一助とし、併せて、防災集団移転促進事業区域を含めた地域住民及び市内外の方々の防災意識の向上や防災教育の推進を図る。</p> <p>【経費内訳】 <平成31年度> 震災伝承イベント開催委託料 2,053千円</p>	

※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第32の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第32の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

平成31年3月時点

事業番号	★ D 23 - 23 - 30
要綱上の事業名称	(37) 震災・復興記録の収集・整理・保存
細要素事業名	復興記録伝承事業
全体事業費	15,620千円
<p>【事業概要】 本事業は、大船渡市における東日本大震災の復興の歩みを後世または市内外の方々に広く伝承することにより、市民の防災意識を高め、また、震災後に大船渡市を離れた人々を呼び戻す取り組みの一環とすることを目的に、津波に関する証言や体験談のほか、復興に関する各種資料を収集・整理し、記録誌・データ資料として整備するものである。</p> <p>【事業内容】 復興関連計画の策定経緯及び復興事業の進捗状況等に関する資料・データを整理し、復興の歩みとして記録誌の作成を行う。</p> <p>【基幹事業との関連性】 本事業は、防災集団移転促進事業区域を含めた地域住民及び市内外の方々に広く伝承することにより、市民及び市内外の方々の防災意識の向上や防災教育の推進を図る。</p> <p>【経費内訳】 事業費</p> <p>＜平成31年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の記録復興の記録の編集 6,617千円（今回申請額） <p>＜平成32年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の記録復興の記録の編集・刊行 9,003千円（今後の予定） 	

※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第32の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第32の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 23 - 11 - 3	平成31年4月時点
要綱上の事業名称	(25)市街地復興関連小規模施設整備事業	
細要素事業名	道路改良事業 (峰岸地区)	
全体事業費	99,452 千円	

【事業概要】

津波により壊滅的な被害を受けた末崎町峰岸地区において、防災集団移転促進事業の高台移転住宅団地の開発にあたり、災害時の迅速な避難、安全性・利便性の向上等のため、現在整備を行っている新県道（大船渡広田陸前高田線）への接続道路を新設するものである。

【基幹事業との関連性】

本事業は、防災集団移転促進事業（峰岸地区）の高台移転先住宅団地を含めた地域住民の災害時の迅速な避難、安全性・利便性の向上等を目的としたものである。

【必要性】

現行、沿岸の現県道との接続道路は、東日本大震災時の浸水区域にかかる他、狭隘な生活道路、交差点を経由することから、災害時には住民の避難に支障を来すおそれがあるところ。

このため、団地住民の避難の安全性向上等を図るため、直接新県道に接続する道路を追加的に整備する必要がある。

また、本接続道路の整備は、市内中心部の商業施設や2次医療施設、福祉施設等へのアクセス等利便性の飛躍的な向上にも資するものである。

【今回申請額】 13,972千円（全体事業費99,452千円－既配分額85,480千円）

全体事業費 99,452 千円

<平成29年度>

事業費 5,443 千円

測量設計 5,443 千円

<平成 30～31 年度>

事業費 94,009 千円

用地調査 1,728 千円

用地補償費 5,000 千円

本工事費 87,281 千円

（内31年度本工事費の増額分13,972千円を今回申請）

※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第32の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第32の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 23 - 9 - 2	令和元年5月時点
要綱上の事業名称	(19)被災者へのコミュニティ活動支援事業	
細要素事業名	(仮称) 甫嶺復興交流推進センター整備事業	
全体事業費	(変更前) 9,255 千円 (変更後) 17,138 千円	
<p>【事業概要】</p> <p>越喜来地区においては、防災集団移転促進事業等により、従前のコミュニティが分散したことに加え、震災前、地区住民のコミュニティ活動やサークル活動の場であった公共の建物が震災を機に廃止されたことにより、これらの活動が低調化している状況が見られる。</p> <p>このため、大船渡市ではこうした状況を打開すべく、閉校となった小学校を改修整備し、高台移転者をはじめとする地区住民が普段から気軽に集まり、趣味や創作などの生きがいにつながる各種サークル活動や生業の場を創出するとともに、これらの活動を体験プログラム化し、民間が提供するアクティビティや既存の観光資源などと有機的に結びつけることで、観光の活性化や交流人口拡大を図る「(仮称) 甫嶺復興交流推進センター整備事業」構想を検討してきたところ。</p> <p>本事業の事業化に向け、現状・市場性の分析や施設整備内容の検討を行ったうえで、採算性・継続性等を評価・検証し、「(仮称) 甫嶺小学校改修・利活用計画」を策定した。</p> <p>これにより持続可能な事業であることを確認できたことから、本事業で活用する空き校舎の改修工事設計を行う。</p> <p>(経緯)</p> <p>本事業で活用する空き校舎は、少子高齢化や人口減少の進行に伴い、震災前から検討されていた越喜来地区3小学校の統廃合により生じたものである。震災前、統廃合の方針は決定していたものの、その時期は未定となっていた中、東日本大震災で越喜来小学校が被災したことにより、統廃合の取組を加速せざるを得ない状況となり、平成24年4月の実現に至っている（この時点で本校舎を使用、その後、被災学校移転改築事業で越喜来小学校が整備され平成28年11月に移転）。このような経緯の中、地域の衰退と限界集落化への懸念から、空き校舎の利活用を地域課題として捉え、地域の合意を得た上で土地利用計画に位置付けたものである。</p> <p>【基幹事業との関連性】</p> <p>本事業は、防災集団移転促進事業による高台移転者の生業と生きがいの場を創出するとともに、地区内外の交流を促進し、もって観光振興を図ろうとするものである。</p> <p>【全体事業費】</p> <p>17,138 千円</p> <p>【経費の内訳】</p> <p>〈平成30年度〉</p> <p>基本計画策定費（申請・配分済み） 9,255 千円</p> <p>〈令和元年度〉</p> <p>改修工事設計費（今回申請分） 7,883 千円</p> <p>改修工事費・工事監理費 ※調査・設計のうえ別途申請予定</p>		

※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第32の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。